

魚講座用器具貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人兵庫県体育協会兵庫県学校給食・食育支援センター（以下「センター」という。）が保有する魚講座用器具の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出事務)

第2条 魚講座用器具の貸出事務は、食育支援課が取扱うものとする。

(貸出対象者)

第3条 貸出対象者は、センター所長が認めた者とする。

2 貸出を希望する者は、事前に魚講座用器具貸出申請書（様式2）をセンター所長宛に提出するものとする。

ただし、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡のうえ指示に従うものとする。

(貸出魚講座用器具)

第4条 貸出対象となる魚講座用器具は、センターが別に定めたものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、魚講座用器具到着後2週間以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、期間延長についてセンターと協議のうえ決定するものとする。

(貸出器具数)

第6条 原則として「出刃包丁」「まな板」「まな板立て」を1セットとし、1回の貸出は1セットとする。

(貸出条件)

第7条 魚講座用器具の貸出は、原則として無料とする。但し、貸出及び返却に係る送料は貸出対象者の負担とする。

2 貸出及び返却に係る輸送手段として、センター配送便の利用は不可とする。

3 貸出対象者は、当該魚講座用器具に関しては責任をもって管理し、期日までに返却するものとする。

4 転貸借をしないこと。

5 営利目的に使用しないこと。

(魚講座用器具の亡失等の場合の処置)

第8条 貸出対象者が当該器具を汚損、破損または亡失させた場合は、該当する修理代金または、製品代金について賠償の責を負うものとする。

(補則)

第9条 この要領による事項以外のことについては、センターと協議のうえ決定するものとする。

附則 この要領は平成25年9月1日から適用する。